

## 協定項目 23 - 23 ( 1 ) 号 資料

### その他事業（選挙事務関係）について

#### 1 . 協議項目の要旨・留意点

新市発足後、50 日以内に市長等の選挙を行う必要がある。  
新市域での選挙がスムーズに行われるよう調整する必要がある。  
平成 15 年 12 月 1 日に現不在者投票の一部が期日前投票となるなど、公職選挙法の改正が行われた。  
関連資料については、別紙のとおりである。

#### 2 . 提案の理由

新市において、スムーズな選挙並びに選挙事務が実施できるように調整し、提案する。

#### 3 . 協定（協議）先進事例

島根県安来市・広瀬町・伯太町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

選挙関係事務については、以下のとおりとする。

- (1) 投票区については、現行のとおりとし、新生市において調整する。
- (2) 開票所については、新生市において選定する。
- (3) 公法等については、新生市において調整する。
- (4) 選挙公営については、安来市の例による。

鳥取県天神川流域合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

- (1) 投票区については、当面、現行のとおりとする。
- (2) 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する取り扱いについては、公職選挙法に基づき、倉吉市の例による。
- (3) 選挙公報は、発行する。

広島県尾道市・御調町・向島町合併協議会（平成 17 年 2 月 1 日目標 編入合併）

選挙関係事務については、次のとおりとする。

- (1) 投票区の設定については、現行のとおりとする。
- (2) 不在者投票については、新市の本庁舎、御調支所及び向島支所に不在者投票所を設ける。

#### 4. 参考法令等（条文等抜粋）

##### 地方自治法施行令（抜粋）

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

##### 公職選挙法一部改正（平成15年12月1日施行）概要

###### 期日前投票制度

- ・選挙期日前であっても、選挙期日と同じように直接投票用紙を投票箱に投票することができる。
- ・従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票が対象となる。
- ・投票対象者は、選挙期日に仕事や用務があるなどの現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者である。投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要である。
- ・投票期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までである。
- ・投票場所は各市町村に設けられる「期日前投票所」である。
- ・投票時間は、午前8時30分から午後8時までである。
- ・投票手続きは、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じである。
- ・選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定される。

###### 期日前投票制度のメリット

- ・今までの不在者投票で行っていた、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続きが不要となり、投票しやすくなった。
- ・期日前投票制度に係る不在者投票の受理不受理の決定、外封筒及び内封筒の開封などの事務作業が少なくなることから、事務負担が軽減される。
- ・期日前投票の投票に電磁的記録式投票機（電子投票）によって行うことができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (1) その他事業 (選挙事務関係)		【投票区等】	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</li> <li>開票区については、選挙区との調整が必要であり、合併時に調整する。</li> <li>投票時間については、甕島4村の取扱いに考慮し、合併時に調整する。</li> <li>不在者投票 (期日前投票) 事務並びに不在者投票 (期日前投票) 時間については、合併時に調整する。なお、不在者投票 (期日前投票) 所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> <li>ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整するものとする。</li> </ul>				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
投票区	投票区 37区 指定投票区 第2投票区 指定関係投票区 第1投票区 第3投票区 ~ 第37投票区	投票区 8区	投票区 9区	投票区 10区	投票区 8区
開票区	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 川内市役所別館1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員3人 臨時職員6人~10人 (選挙の種類により異なる) 受付場所: 選挙管理委員会事務局 受付時間: 午前8時30分~午後6時 体制: 職員及び臨時職員3名以上で対応</p> <p>【不在者投票管理システム】 業社名 行政システム鹿児島株式会社 (平成12年度から運用開始)</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の選挙管理委員会室で行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時職員2人以上体制である。臨時職員1名 受付 総務課窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後6時) 総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は庁舎隣の入来町保健センターで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 保健センター窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後6時) 総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>【事務改善事業】 不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 東郷町役場庁舎1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記長及び書記2名 受付場所: 選挙管理委員会事務局 受付時間: 午前8時30分~午後6時 体制: 選挙管理委員会書記及び総務課職員で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の休憩室で行っている。</p> <p>【事務体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 総務課窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後5時) 総務課 職員2名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>
投票時間	<p>【選挙当日投票時間】 (37投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午前7時から午後5時まで 土川集会所</li> <li>午前7時から午後6時まで 楠元農業就業改善センター 滄浪小学校屋内運動場 寄田校区公民館 白浜公民館 別府原広報研修館 吉川集会所</li> <li>午前7時から午後7時まで 上記以外の投票所</li> </ul>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 (8投票所) 午前7時から午後7時 (1時間繰上)</p>
ポスター・掲示場設置に関する事務	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 283箇所</p> <p>川内市長選挙及び国、県の選挙 205箇所 川内市議会議員選挙 170箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数、実際の設置数ともに 59箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数 (減少2ヵ所) 63箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 73箇所</p> <p>実際の設置数 55箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 61箇所</p> <p>実際の設置数 61箇所</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (1) その他事業 (選挙事務関係)		【投票区等】	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
投票区	投票区 2区	投票区 7区	投票区 10区	投票区 2区	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年以内程度を目処に調整する。 ・繰上げ投票の検討
開票区	開票所 1カ所	開票所 1カ所	開票所 1カ所	開票所 1カ所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 里村役場1階玄関横</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人(総務課職員) 受付場所:総務課窓口(選挙管理委員会事務局) 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:総務課職員2名以上体制で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 上甌村役場総務課内</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員1人 総務課職員2人(選挙の種類により異なる) 受付場所:上甌村役場総務課内 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員3名以上で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は役場1階ホールで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記のみで対応している。 受付 総務課窓口(選挙管理委員会) 体制 村長、村議会議員選挙 (午前8時30分～午後8時) その他の選挙 (午前8時30分～午後6時) 選挙管理委員会書記で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 鹿島村選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人 職員2人 受付場所:選挙管理委員会事務局 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員4名で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>不在者投票事務・投票時間については合併時に、新たな制度等を制定する。 ・名簿照合等のオンライン化を図る。 ・不在者投票システムとの調整(オンライン化)</p> <p>不在者投票所については現行のまま新市に引き継ぐ。 ・選挙区との調整が必要</p> <p>* H15.12.1公選法の改正がある予定。</p>
投票時間	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	【選挙当日投票時間】(7投票所) 午前7時から午後6時まで(2時間繰上)	【選挙当日投票時間】 午前7時～午後6時(2時間繰上) 7ヶ所 午前7時～午後5時(3時間繰上) 3ヶ所	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要である。 ・甌島 4村の取扱い
ポスタ - 掲示場設置に関する事務	村内 10カ所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 45箇所  議会の議員及び長の選挙 13箇所 国、県議員等の選挙 32箇所	【公営ポスター掲示場数】 村内に 53箇所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 10箇所  実際の設置数 10箇所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・設置場所については、議員特例により調整の必要がある。